

調査概要・結果概要

調査概要

本調査の概要および回答施設の属性などは以下の通り。

1. 調査の概要

- 1) 調査期間 2014年11月28日～12月26日
- 2) 調査方法 自記式調査、郵送配布・回収
- 3) 調査対象 全国の8,563病院、回収数3,213件（有効回収率37.5%）

2. 回答病院の属性

- 1) 都道府県：「北海道」6.9%、「東京都」5.6%、「大阪府」4.8%、「神奈川県」4.3%、「福岡県」4.3%、「広島県」3.7%、「兵庫県」3.4%、「愛知県」3.2%、「埼玉県」3.1%など
- 2) 設置主体：「医療法人・個人」53.8%、「都道府県・市町村・地方独立行政法人・公立大学法人」18.1%、「公的医療機関」6.6%、「国」4.9%、「公益社団法人・公益財団法人」3.2%、「学校法人」2.3%、「社会保険関係団体」2.1%など
- 3) 病床規模：「99床以下」24.3%、「100～199床」30.8%、「200～299床」14.4%、（許可病床）「300～399床」10.6%、「400～499床」5.9%、「500床以上」8.8%、平均231.2床
- 4) 夜勤形態：「三交代制（変則含む）」21.7%、「二交代制（変則含む）」57.4%、「三交代制と二交代制のミックス」19.2%など

3. 回答病院の看護職員の状況

- 1) 正規職員計：「50人未満」28.4%、「50～99人」28.0%、「100～199人」19.5%、「200～299人」8.5%、「300～399人」4.7%、「400～499人」2.4%、「500人以上」8.4%
- 2) 正規職員（フルタイム勤務）：「50人未満」30.0%、「50～99人」28.2%、「100～199人」20.0%、「200～299人」8.1%、「300～399人」4.1%、「400～499人」2.7%、「500人以上」6.8%
- 3) 正規職員（短時間勤務）：「0人」55.0%、「1～9人」32.2%、「10～19人」6.6%、「20人以上」6.2%
- 4) 非正規職員計：「0人」7.7%、「1～4人」16.2%、「5～9人」17.8%、「10～19人」24.3%、「20～29人」13.9%、「30～39人」8.2%、「40～49人」4.4%、「50人以上」7.5%

結果概要

1. 回答施設の属性

1) 所在地（都道府県）

都道府県別の回答病院の件数および割合は、「北海道」221 施設（6.9%）、「東京都」179 施設（5.6%）、「大阪府」155 施設（4.8%）、「神奈川県」139 施設（4.3%）、「福岡県」138 施設（4.3%）などである（表1）。【表 I-1-1】

表1 都道府県別の回答病院

	件数	割合		件数	割合
計	3,213	100.0%			
北海道	221	6.9%	滋賀県	38	1.2%
青森県	51	1.6%	京都府	79	2.5%
岩手県	47	1.5%	大阪府	155	4.8%
宮城県	54	1.7%	兵庫県	110	3.4%
秋田県	21	0.7%	奈良県	29	0.9%
山形県	38	1.2%	和歌山県	29	0.9%
福島県	47	1.5%	鳥取県	21	0.7%
茨城県	55	1.7%	島根県	27	0.8%
栃木県	41	1.3%	岡山県	82	2.6%
群馬県	44	1.4%	広島県	118	3.7%
埼玉県	100	3.1%	山口県	63	2.0%
千葉県	90	2.8%	徳島県	24	0.7%
東京都	179	5.6%	香川県	33	1.0%
神奈川県	139	4.3%	愛媛県	43	1.3%
新潟県	73	2.3%	高知県	36	1.1%
富山県	49	1.5%	福岡県	138	4.3%
石川県	51	1.6%	佐賀県	31	1.0%
福井県	21	0.7%	長崎県	53	1.6%
山梨県	33	1.0%	熊本県	78	2.4%
長野県	49	1.5%	大分県	48	1.5%
岐阜県	51	1.6%	宮崎県	34	1.1%
静岡県	76	2.4%	鹿児島県	73	2.3%
愛知県	103	3.2%	沖縄県	32	1.0%
三重県	50	1.6%	無回答	156	4.9%

2) 設置主体および病床規模

回答した病院の設置主体は、「医療法人・個人」1,727施設(53.8%)、「都道府県、市町村、地方独立行政法人、公立大学法人」582施設(18.1%)、「公的医療機関」211施設(6.6%)などである。病床規模(許可病床)は、「100～199床」989施設(30.8%)、「99床以下」780施設(24.3%)などで、平均231.2床である(表2)。**【表I-1-3)】【表I-1-4)】**また、病床稼働率^{注)}の平均は84.9%であった。**【表I-1-10)】**

注) 病床稼働率: 2013年度の延べ入院患者数/(稼働病床数×暦日数)×100

表2 設置主体および病床規模

	件数	割合
計	3,213	100.0%
国	156	4.9%
都道府県、市町村、地方独立行政法人、公立大学法人	582	18.1%
公的医療機関	211	6.6%
社会保険関係団体	67	2.1%
医療法人・個人	1,727	53.8%
医療法人	1,684	52.4%
個人	43	1.3%
学校法人	75	2.3%
公益社団法人、公益財団法人	104	3.2%
その他	272	8.5%
無回答	19	0.6%
99床以下	780	24.3%
100～199床	989	30.8%
200～299床	463	14.4%
300～399床	342	10.6%
400～499床	189	5.9%
500床以上	282	8.8%
無回答	168	5.2%
平均		231.2床

3) 夜勤形態

回答病院の実施している夜勤形態は、「三交代制(三交代制病棟のみ)」696施設(21.7%)、「二交代制(二交代制病棟のみ)」1,845施設(57.4%)、「三交代制病棟と二交代制病棟のミックス」616施設(19.2%)、「無回答」56施設(1.7%)である。なお、三交代制、二交代制にはいずれも変則を含んでいる。**【表I-1-5)】**

前回調査[※]では、病院で最も多くの看護職員に適用されている勤務形態を質問しており、「三交代制」28.4%、「二交代制」62.5%だった。

※2013年 「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン」の普及等に関する実態調査報告書

2. 回答施設における看護職員の状況

1) 正規職員の人数

雇用形態、勤務時間等別の看護職員数については、1,674施設が回答した。

正規職員は平均163.9人、うちフルタイム勤務は150.6人、短時間勤務者が「1人以上いる」病院が45.0%、1人以上いる病院についての人数は平均4.2人である(表3)。

また、非正規職員は平均18.4人である(表4)。**【表Ⅱ-1-1)】【表Ⅱ-1-2)】【表Ⅱ-1-3)】**

表3 1病院あたり正規職員数(再掲:フルタイム勤務者数、短時間勤務者数)

	正規職員数		再掲:フルタイム勤務者数		再掲:短時間勤務者数		
	件数	割合	件数	割合		件数	割合
計	1,674	100.0%	1,674	100.0%	計	1,674	100.0%
50人未満	475	28.4%	503	30.0%	0人	921	55.0%
50~99人	469	28.0%	472	28.2%	1~4人	395	23.6%
100~199人	327	19.5%	334	20.0%	5~9人	144	8.6%
200~299人	143	8.5%	136	8.1%	10~19人	110	6.6%
300~399人	79	4.7%	69	4.1%	20人以上	104	6.2%
400~499人	41	2.4%	46	2.7%			
500人以上	140	8.4%	114	6.8%			
平均		163.9人		150.6人	平均		4.2人

表4 非正規職員数(臨時職員・パートタイマー・アルバイト等)

	件数	割合
計	1,674	100.0%
0人	129	7.7%
1~9人	570	34.1%
10~19人	407	24.3%
20~29人	233	13.9%
30~39人	137	8.2%
40~49人	73	4.4%
50人以上	125	7.5%
平均		18.4人

2) 正規職員の平均年齢および平均勤続年数

正規職員の平均年齢は「40～45歳未満」である病院が937施設（29.2%）と最も多く、45歳を超える病院が648施設（20.2%）である。また、平均勤続年数は「5～10年未満」である病院が1,426施設（44.4%）と最も多く、次いで、「10～15年未満」1,005施設（31.3%）である（表5）。【表Ⅱ-1-10】【表Ⅱ-1-11】

表5 正規職員の平均年齢および平均勤続年数

平均年齢			平均勤続年数		
	件数	割合		件数	割合
計	3,213	100.0%	計	3,213	100.0%
30歳未満	18	0.6%	5年未満	215	6.7%
30～35歳未満	425	13.2%	5～10年未満	1,426	44.4%
35～40歳未満	927	28.9%	10～15年未満	1,005	31.3%
40～45歳未満	937	29.2%	15～20年未満	233	7.3%
45～50歳未満	525	16.3%	20年以上	62	1.9%
50歳以上	123	3.8%	無回答	272	8.5%
無回答	258	8.0%			
平均		40.6歳	平均		9.9年

3. 主な調査結果

1) 「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン」の勤務編成基準の実施、検討状況

日本看護協会が健康・安全・生活への影響を少なくする観点から提案、公表した「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」の勤務編成基準の実施、検討状況を質問している。

なお、基準3は「夜勤回数は、3交代制勤務は月8回以内を基本とする」、基準6は「休憩時間は夜勤の途中で1時間以上を確保する」にそれぞれ限定し、基準8は「夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する」と「夜勤後の休息について、1回の夜勤後にはおおむね24時間以上を確保する」に分けて質問している。また、基準3および基準10についての回答の集計は、三交代制勤務の病院に限定している。

「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン」の勤務編成基準

項目	基準
【基準1】勤務間隔	勤務と勤務の間隔は11時間以上あける。
【基準2】勤務の拘束時間	勤務の拘束時間は13時間以内とする。
【基準3】夜勤回数	夜勤回数は、3交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする。
【基準4】夜勤の連続回数	夜勤の連続回数は、2連続（2回）までとする。
【基準5】連続勤務日数	連続勤務日数は5日以内とする。
【基準6】休憩時間	休憩時間は夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する。
【基準7】夜勤時の仮眠	夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。
【基準8】夜勤後の休息（休日を含む）	夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する。1回の夜勤後についてもおおむね24時間以上を確保することが望ましい。
【基準9】週末の連続休日	少なくとも1か月に1回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。
【基準10】交代の方向	交代の方向は正循環の交代周期とする。
【基準11】早出の始業時刻	夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける。

勤務編成基準を実施している割合（「ガイドライン公表以前から実施している」「公表後、全病棟で実施している」「公表後、一部病棟で実施している」の計）をみると、三交代制勤務の病院では、「勤務の拘束時間は13時間以内とする」「夜勤の連続回数は2連続（2回）までとする」「夜勤・交代制勤務者の早出の始業時間は7時より前を避ける」を実施している病院が80%を超えている。一方で、「勤務と勤務の間隔は11時間以上あける」「交代の方向は正循環の交代周期とする」「2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上の休息を確保する」「夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する」を実施している割合は少なくなっている。（表6）（図3）。【表Ⅲ-1-1～12】

二交代制勤務の病院では、「勤務と勤務の間隔は11時間以上あける」「1回の夜勤後にはおおむね24時間以上の休息を確保する」「休憩時間は夜勤の途中で1時間以上を確保する」を実施している病院が90%を超えており、その他のほとんどの項目についても60%を超えている。一方、「勤務の拘束時間は13時間以内とする」を実施している割合は19.6%と少ない（表7）（図1、2、4）。【表Ⅲ-1-1～12】

勤務編成基準への取組みの進捗状況

前回（2014年1月）調査および今回（2014年11月）調査の結果を比較検討した結果、三交代制勤務の病院、二交代制勤務の病院ともに、勤務編成基準の各項目のうち、「実施している」と回答した病院の割合が高い項目、低い項目の傾向は、前回調査と同様であった。しかし、項目ごとにみると、総じて前回調査と比較して「実施している」割合が高くなっており、特に、前回調査、今回調査とも「実施している」割合が低かった項目についても、「実施している」割合、「現在検討している」割合が高くなっている。

全体として、前回調査以降、今回調査までの短期間に、「勤務編成基準」に沿った勤務体制見直しの取組みが進んでいると考えられる。

なお、「実施している」内訳（表6、表7）を詳細にみると、ほとんどの項目で「ガイドライン公表後全病棟で実施」「ガイドライン公表後一部病棟で実施」した病院の比率が前回調査より高くなっており、実数としては少ないものの、これらの病院では「ガイドライン」公表が取組みの契機となったことが確認された。

以下、勤務体制ごとに、「勤務編成基準」への取組みの進捗状況を述べる。

◆三交代制勤務の病院

三交代制勤務の病院については、前述の通り、前回調査と同様に今回調査においても「勤務編成基準」のうち、「勤務と勤務の間隔は11時間以上あける」「夜勤の途中で連続した仮眠時間を確保する」「2回連続夜勤後にはおおむね48時間の休息時間を確保する」「交代の方向は正循環の交代周期とする」の実施率が他の基準項目と比較して低く、取組みが遅れている。

「勤務と勤務の間隔は11時間以上あける」「交代の方向は正循環の交代周期とする」については、「正循環」の交代周期導入により勤務間隔11時間以上の確保が容易となるものであり、2項目が連動して勤務負担軽減につながるため実施状況が注目される項目である。今回調査では、「実施している」割合および「現在検討している」割合が増加している。

「勤務間隔 11 時間以上」「正循環の交代周期」への取組み状況の比較

勤務編成基準項目	実施、検討状況	前回調査	今回調査
勤務と勤務の間隔は 11 時間以上あける	実施している	36.1%	42.0%
	現在検討している	18.1%	35.1%
交代の方向は正循環の交代周期とする	実施している	18.8%	23.3%
	現在検討している	14.1%	37.2%

しかしながら、「勤務と勤務の間隔は 11 時間以上あける」の「実施している」割合より「交代の方向は正循環の交代周期とする」が約 19 ポイント低いことから、「日勤—深夜勤」の「逆循環」の交代周期のまま、深夜勤入り前の日勤の終了時刻を早めるなどの方策によって勤務間隔 11 時間を確保している例もあると考えられる。

また、「交代の方向は正循環の交代周期とする」については、前回調査で 21.8%あった「無回答」が今回調査では 10.3%に減少しており、基準について理解が進んだものと推測される。【表Ⅲ-1-1、11】

◆二交代制勤務の病院

二交代制勤務の病院については、前述の通り、前回調査と同様に今回調査においても「勤務編成基準」のうち「勤務の拘束時間は 13 時間以内とする」の「実施している」割合が低く、また、「実施する予定はない」が 47.1%に上るなど、取り組みが困難な状況が継続しているとみられる。

現状では夜勤時間が 16～17 時間の二交代制病院が多数を占めており、看護体制のみならず労務管理全般にかかわる制度変更を伴う夜勤時間短縮には容易に着手できない実情がうかがえる。

しかしながら、「勤務の拘束時間は 13 時間以内とする」についても、今回調査では「実施している」割合が増加したほか、特に「現在検討している」割合が大幅に増加している。【表Ⅲ-1-2】

「勤務拘束時間 13 時間以内」への取組み状況の比較

勤務編成基準項目	実施、検討状況	前回調査	今回調査
勤務の拘束時間は 13 時間以内とする	実施している	14.8%	19.6%
	現在検討している	11.1%	28.1%

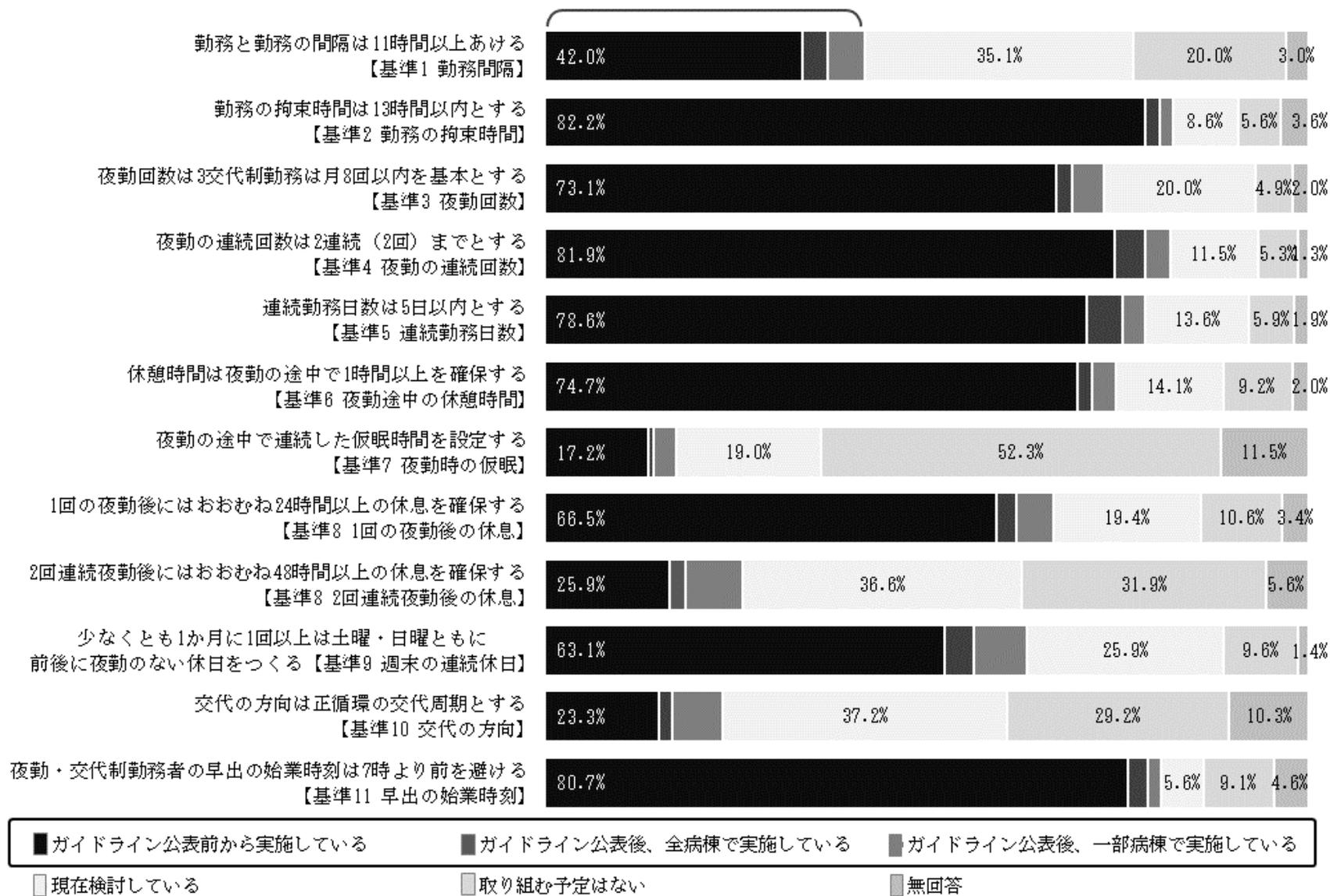
表6 勤務編成基準の実施、検討状況・三交代制勤務の病院

上段:今回調査での件数、中段:今回調査での割合、下段:(前回調査での割合)

	実施 している	ガイドライン公表 以前から実施 している	ガイドライン公表 後、全病棟で 実施している	ガイドライン公表 後、一部病棟で 実施している	現在検討 している	取り組む 予定はあるが 現在検討 していない	取り組む 予定はない	無回答	計
勤務と勤務の間隔は11時間以上あける 【基準1 勤務間隔】	292	235	22	35	244	-	139	21	696
	42.0%	33.8%	3.2%	5.0%	35.1%	-	20.0%	3.0%	100.0%
	(36.1%)	(29.7%)	(2.3%)	(4.1%)	(18.1%)	(21.3%)	(22.4%)	(2.1%)	(100.0%)
勤務の拘束時間は13時間以内とする 【基準2 勤務の拘束時間】	572	547	14	11	60	-	39	25	696
	82.2%	78.6%	2.0%	1.6%	8.6%	-	5.6%	3.6%	100.0%
	(68.2%)	(65.6%)	(0.5%)	(2.1%)	(7.9%)	(11.5%)	(9.4%)	(3.0%)	(100.0%)
夜勤回数は3交代制勤務は月8回以内を基本とする 【基準3 夜勤回数】	509	466	14	29	139	-	34	14	696
	73.1%	67.0%	2.0%	4.2%	20.0%	-	4.9%	2.0%	100.0%
	(67.6%)	(64.8%)	(0.9%)	(2.0%)	(11.9%)	(11.5%)	(5.9%)	(3.0%)	(100.0%)
夜勤の連続回数は2連続(2回)までとする 【基準4 夜勤の連続回数】	570	519	28	23	80	-	37	9	696
	81.9%	74.6%	4.0%	3.3%	11.5%	-	5.3%	1.3%	100.0%
	(78.2%)	(74.9%)	(1.5%)	(1.8%)	(7.0%)	(7.5%)	(5.2%)	(2.1%)	(100.0%)
連続勤務日数は5日以内とする 【基準5 連続勤務日数】	547	494	33	20	95	-	41	13	696
	78.6%	71.0%	4.7%	2.9%	13.6%	-	5.9%	1.9%	100.0%
	(75.3%)	(70.9%)	(3.3%)	(1.2%)	(7.7%)	(6.6%)	(8.5%)	(1.9%)	(100.0%)
休憩時間は夜勤の途中で1時間以上を確保する 【基準6 夜勤途中の休憩時間】	520	485	14	21	98	-	64	14	696
	74.7%	69.7%	2.0%	3.0%	14.1%	-	9.2%	2.0%	100.0%
	(70.4%)	(68.2%)	(0.6%)	(1.6%)	(7.6%)	(8.3%)	(11.2%)	(2.6%)	(100.0%)
夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する 【基準7 夜勤時の仮眠】	120	94	5	21	132	-	364	80	696
	17.2%	13.5%	0.7%	3.0%	19.0%	-	52.3%	11.5%	100.0%
	(26.4%)	(23.4%)	(0.8%)	(2.2%)	(7.3%)	(10.8%)	(44.8%)	(10.8%)	(100.0%)
1回の夜勤後にはおおむね24時間以上の休息を確保する 【基準8 1回の夜勤後の休息】	463	411	18	34	135	-	74	24	696
	66.5%	59.1%	2.6%	4.9%	19.4%	-	10.6%	3.4%	100.0%
	(60.5%)	(57.9%)	(0.8%)	(1.8%)	(11.5%)	(12.2%)	(13.1%)	(2.6%)	(100.0%)
2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上の休息を確保する 【基準8 2回連続夜勤後の休息】	180	114	14	52	255	-	222	39	696
	25.9%	16.4%	2.0%	7.5%	36.6%	-	31.9%	5.6%	100.0%
	(22.0%)	(18.6%)	(0.7%)	(2.8%)	(15.8%)	(22.2%)	(34.5%)	(5.5%)	(100.0%)
少なくとも1か月に1回以上は土曜・日曜ともに 前後に夜勤のない休日をつくる 【基準9 週末の連続休日】	439	364	27	48	180	-	67	10	696
	63.1%	52.3%	3.9%	6.9%	25.9%	-	9.6%	1.4%	100.0%
	(59.5%)	(54.1%)	(3.2%)	(2.3%)	(14.0%)	(13.5%)	(11.0%)	(2.0%)	(100.0%)
交代の方向は正循環の交代周期とする 【基準10 交代の方向】	162	104	12	46	259	-	203	72	696
	23.3%	14.9%	1.7%	6.6%	37.2%	-	29.2%	10.3%	100.0%
	(18.8%)	(13.6%)	(1.1%)	(4.0%)	(14.1%)	(18.0%)	(27.3%)	(21.8%)	(100.0%)
夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける 【基準11 早出の始業時刻】	562	531	18	13	39	-	63	32	696
	80.7%	76.3%	2.6%	1.9%	5.6%	-	9.1%	4.6%	100.0%
	(74.5%)	(73.4%)	(0.6%)	(0.5%)	(4.3%)	(3.1%)	(9.3%)	(8.8%)	(100.0%)

2014年 「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン」の普及等に関する実態調査

図1 勤務編成基準の実施、検討状況・三交代制勤務の病院



注) グラフ左端の数値は「実施している」と回答した病院の割合（ガイドライン公表前後から実施の計）

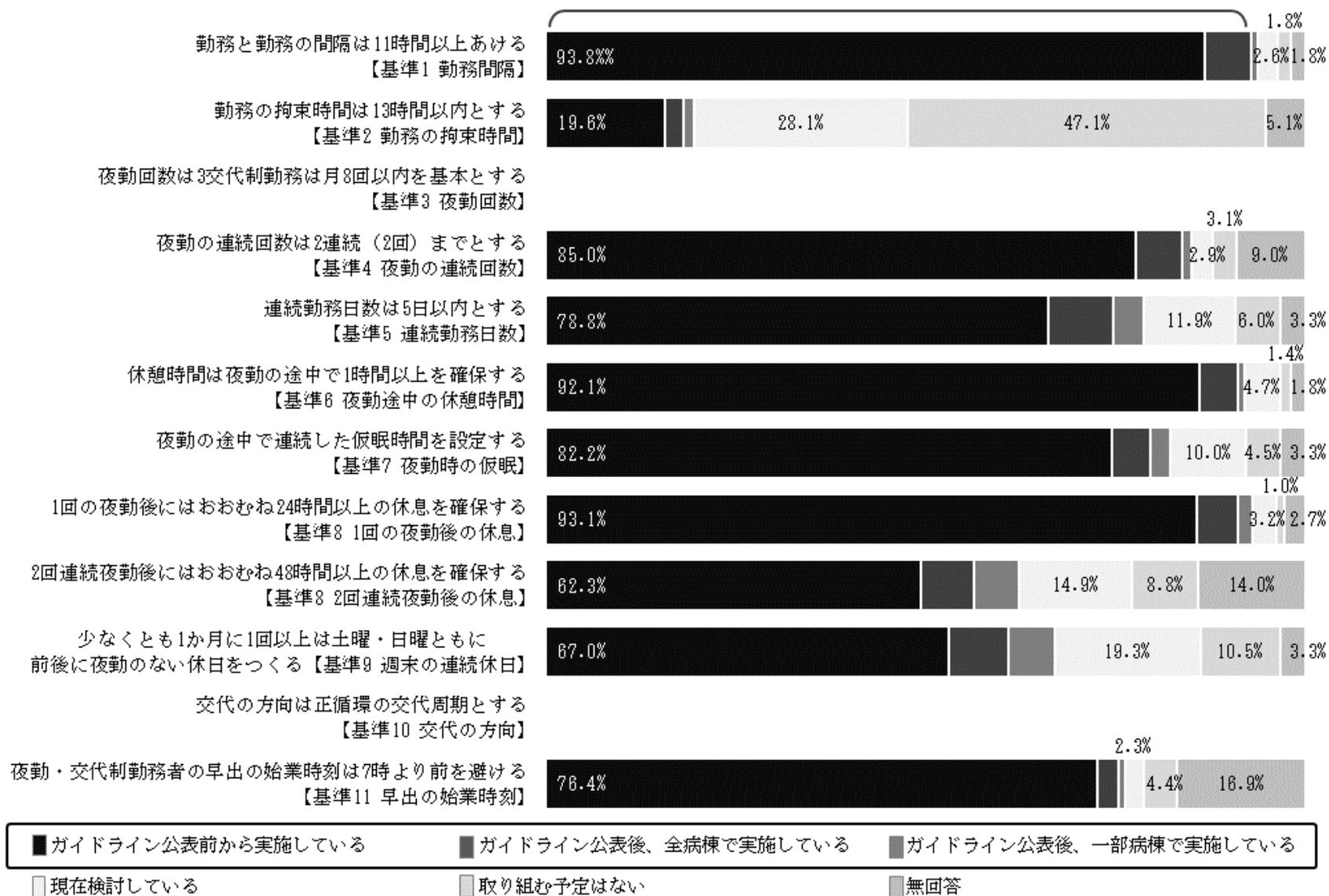
表7 勤務編成基準の実施、検討状況・二交代制勤務の病院

上段:今回調査での件数、中段:今回調査での割合、下段:(前回調査での割合)

	実施 している	がトライン公表 以前から実施 している	がトライン公表 後、全病棟で 実施している	がトライン公表 後、一部病棟で 実施している	現在検討 している	取り組む 予定はあるが 現在検討 していない	取り組む 予定はない	無回答	計
勤務と勤務の間隔は11時間以上あける 【基準1 勤務間隔】	1,731	1,601	114	16	48	-	33	33	1,845
	93.8%	86.8%	6.2%	0.9%	2.6%	-	1.8%	1.8%	100.0%
	(89.2%)	(86.5%)	(1.7%)	(1.0%)	(2.5%)	(3.1%)	(3.0%)	(2.2%)	(100.0%)
勤務の拘束時間は13時間以内とする 【基準2 勤務の拘束時間】	362	289	45	28	519	-	869	95	1,845
	19.6%	15.7%	2.4%	1.5%	28.1%	-	47.1%	5.1%	100.0%
	(14.8%)	(13.2%)	(0.5%)	(1.1%)	(11.1%)	(22.3%)	(46.9%)	(4.8%)	(100.0%)
夜勤回数は3交代制勤務は月8回以内を基本とする 【基準3 夜勤回数】									
夜勤の連続回数は2連続(2回)までとする 【基準4 夜勤の連続回数】	1,569	1,432	113	24	53	-	57	166	1,845
	85.0%	77.6%	6.1%	1.3%	2.9%	-	3.1%	9.0%	100.0%
	(83.0%)	(80.7%)	(1.5%)	(0.8%)	(2.2%)	(1.8%)	(3.1%)	(9.8%)	(100.0%)
連続勤務日数は5日以内とする 【基準5 連続勤務日数】	1,454	1,221	158	75	220	-	110	61	1,845
	78.8%	66.2%	8.6%	4.1%	11.9%	-	6.0%	3.3%	100.0%
	(75.9%)	(72.2%)	(2.5%)	(1.2%)	(7.3%)	(6.1%)	(6.8%)	(3.9%)	(100.0%)
休憩時間は夜勤の途中で1時間以上を確保する 【基準6 夜勤途中の休憩時間】	1,699	1,589	92	18	87	-	26	33	1,845
	92.1%	86.1%	5.0%	1.0%	4.7%	-	1.4%	1.8%	100.0%
	(89.3%)	(87.3%)	(1.5%)	(0.5%)	(2.8%)	(2.9%)	(1.6%)	(3.4%)	(100.0%)
夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する 【基準7 夜勤時の仮眠】	1,517	1,374	96	47	185	-	83	60	1,845
	82.2%	74.5%	5.2%	2.5%	10.0%	-	4.5%	3.3%	100.0%
	(76.3%)	(73.4%)	(1.8%)	(1.1%)	(5.3%)	(6.5%)	(6.9%)	(5.1%)	(100.0%)
1回の夜勤後にはおおむね24時間以上の休息を確保する 【基準8 1回の夜勤後の休息】	1,717	1,582	99	36	59	-	19	50	1,845
	93.1%	85.7%	5.4%	2.0%	3.2%	-	1.0%	2.7%	100.0%
	(91.0%)	(88.7%)	(1.3%)	(0.9%)	(3.2%)	(1.6%)	(1.7%)	(2.5%)	(100.0%)
2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上の休息を確保する 【基準8 2回連続夜勤後の休息】	1,149	913	126	110	275	-	162	259	1,845
	62.3%	49.5%	6.8%	6.0%	14.9%	-	8.8%	14.0%	100.0%
	(58.1%)	(54.1%)	(2.0%)	(2.0%)	(10.1%)	(7.9%)	(10.3%)	(13.7%)	(100.0%)
少なくとも1か月に1回以上は土曜・日曜ともに 前後に夜勤のない休日をつくる 【基準9 週末の連続休日】	1,236	980	144	112	356	-	193	60	1,845
	67.0%	53.1%	7.8%	6.1%	19.3%	-	10.5%	3.3%	100.0%
	(62.3%)	(57.6%)	(2.5%)	(2.3%)	(13.0%)	(10.4%)	(10.6%)	(3.6%)	(100.0%)
交代の方向は正循環の交代周期とする 【基準10 交代の方向】									
夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける 【基準11 早出の始業時刻】	1,409	1,341	51	17	43	-	81	312	1,845
	76.4%	72.7%	2.8%	0.9%	2.3%	-	4.4%	16.9%	100.0%
	(69.8%)	(68.3%)	(1.1%)	(0.4%)	(1.1%)	(1.5%)	(5.1%)	(22.5%)	(100.0%)

2014年 「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン」の普及等に関する実態調査

図2 勤務編成基準の実施、検討状況・二交代制勤務の病院



注) グラフ左端の数値は「実施している」と回答した病院の割合（ガイドライン公表前後から実施の計）

図3 実施している、現在検討している割合の比較（前回調査・今回調査）・三交代制勤務の病院

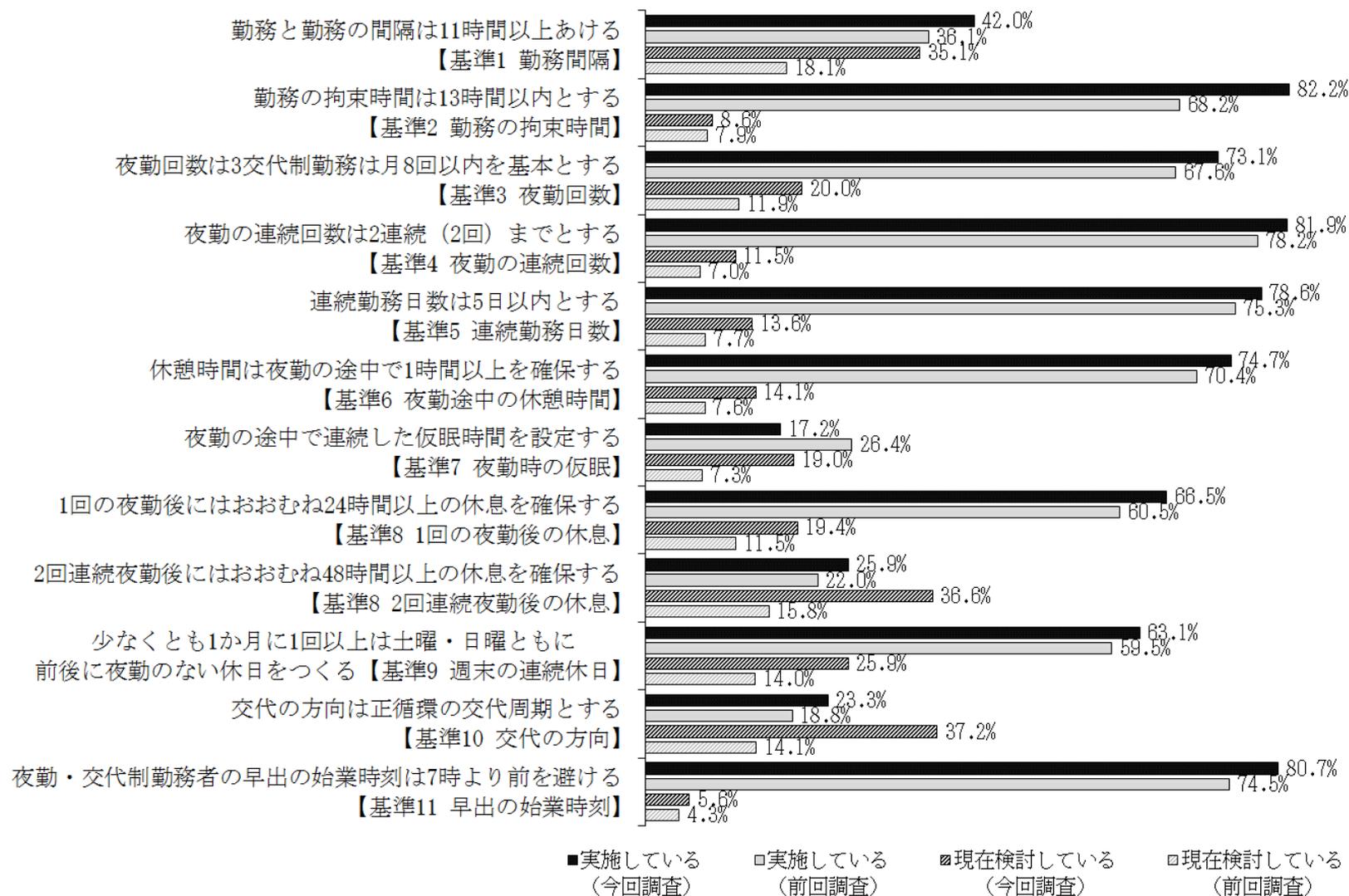
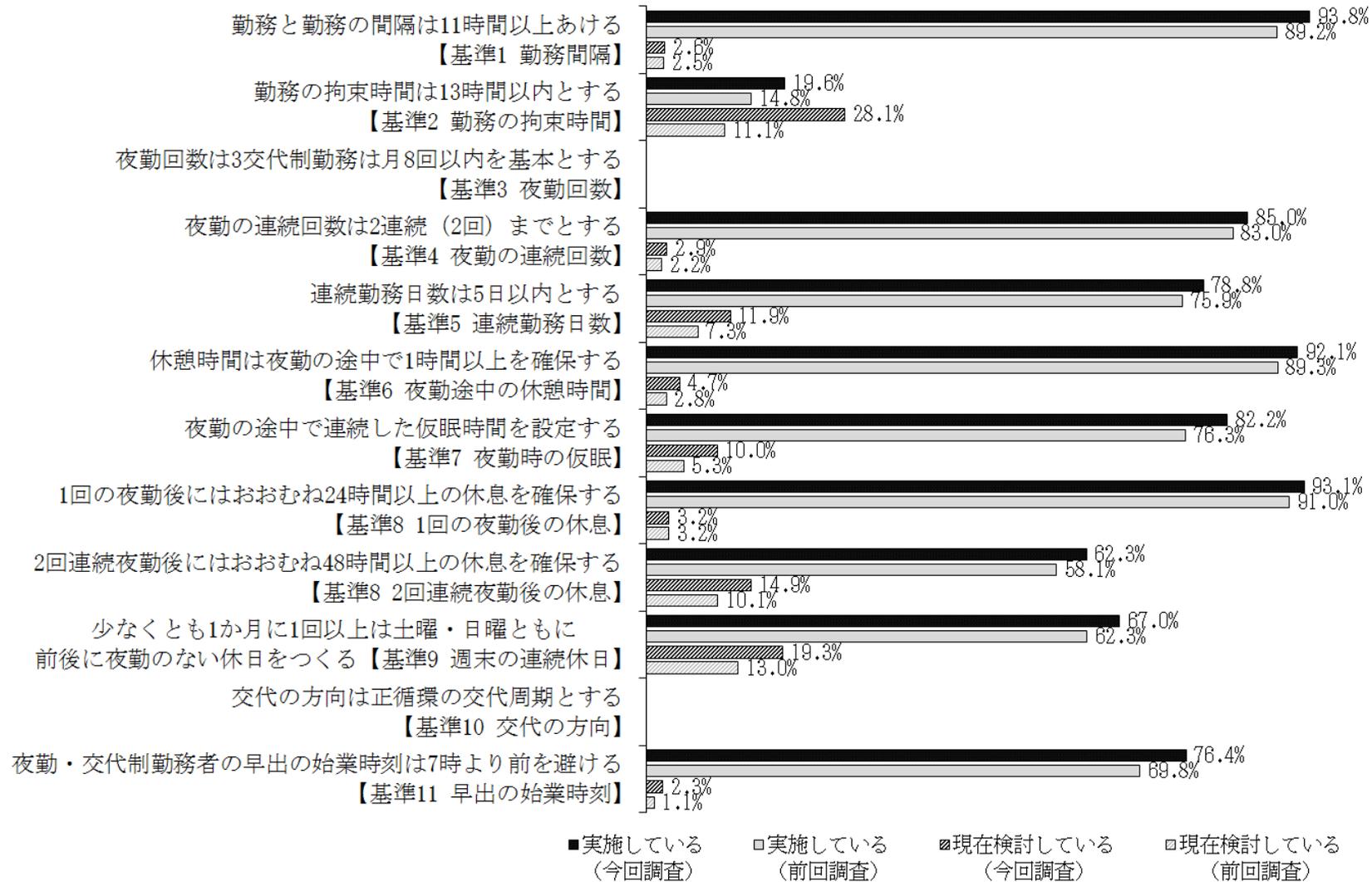


図4 実施している、現在検討している割合の比較（前回調査・今回調査）・二交代制勤務の病院



2) 夜勤の実態および夜勤に関する職場のルール

(1) 平均夜勤回数

病院の平均夜勤回数をみると、三交代制病院では「8回未満」50.7%、「8回」9.2%で合わせて59.9%、二交代制病院では「4回未満」19.5%、「4回」14.6%で合わせて34.1%である。

三交代制病院で8回、二交代制病院で4回を超えている病院はそれぞれ34.5%、57.2%となっている（表8）。【表IV-1-1～2】

表8 平均夜勤回数

	三交代制病院			二交代制病院	
	件数	割合		件数	割合
計	696	100.0%	計	1,845	100.0%
7回未満	89	12.8%	3回未満	26	1.4%
7～8回未満	264	37.9%	3～4回未満	334	18.1%
8回	64	9.2%	4回	269	14.6%
8回超～9回未満	170	24.4%	4回超～5回未満	680	36.9%
9～10回未満	57	8.2%	5～6回未満	244	13.2%
10回以上	13	1.9%	6回以上	131	7.1%
無回答	39	5.6%	無回答	161	8.7%
平均		7.8回	平均		4.5回

(2) 夜勤回数の上限

「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」では、1か月あたりの夜勤回数の上限を「3交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする」としている。

1か月あたり夜勤回数の上限について、職場のルールを「設定している」と回答した割合は、三交代制勤務の病院で494施設、71.0%、二交代制勤務の病院で969施設、52.5%である。【表IV-1-3、5】

夜勤回数の上限は三交代制病院で「8回」53.2%、「9回」28.7%、「10回以上」17.2%であり、二交代制病院では「4回」22.2%、「5回」33.0%、「6回」22.6%、「7回以上」21.9%となっている（表9）。【表IV-1-4、6】

表9 夜勤回数の上限

	三交代制病院			二交代制病院	
	件数	割合		件数	割合
計	494	100.0%	計	969	100.0%
7回未満	2	0.4%	4回未満	3	0.3%
7回	2	0.4%	4回	215	22.2%
8回	263	53.2%	5回	320	33.0%
9回	142	28.7%	6回	219	22.6%
10回以上	85	17.2%	7回以上	212	21.9%
平均		8.7回	平均		5.7回

(3) 夜勤の連続回数の上限

ガイドラインでは「夜勤の連続回数は2連続（回）までとする」としている。

夜勤連続回数の上限について、職場のルールを「設定している」と回答した割合は、三交代制勤務の病院で526施設、75.6%、二交代制勤務の病院で1,009施設、54.7%である。

【表IV-1-7、9】

また、夜勤の連続回数の上限は三交代制病院で「2回」74.5%、「3回」以上23.9%である。二交代制病院では「2回」65.9%、「3回」以上18.2%となっている（表10）。【表IV-1-8、10】

表10 夜勤連続回数の上限

	三交代制病院		二交代制病院	
	件数	割合	件数	割合
計	526	100.0%	1,009	100.0%
1回	8	1.5%	161	16.0%
2回	392	74.5%	665	65.9%
3回	75	14.3%	10	1.0%
4回	32	6.1%	150	14.9%
5回以上	19	3.6%	23	2.3%
平均		2.4回		2.3回

(4) 前の勤務と次の勤務の間隔

ガイドラインでは「勤務と勤務の間隔は11時間以上あける」としている。

前の勤務と次の勤務の間隔（インターバル時間）について、職場のルールを「設定している」と回答した割合は、三交代制勤務の病院で379施設、54.5%、二交代制勤務の病院で1,095施設、59.3%である。【表IV-1-11、13】

また、前の勤務と次の勤務の間隔は、三交代制病院で「11時間未満」44.1%となっており、「11時間以上」の確保がされていない（表11）。【表IV-1-12、14】

なお、勤務間隔を16時間以上とする回答が多数あり、これは設問の趣旨と異なっているが、夜勤後の勤務間隔と受け止めて誤解のもとに記載した回答があると考えられる。

表11 勤務間隔

	三交代制病院		二交代制病院	
	件数	割合	件数	割合
計	379	100.0%	1,095	100.0%
6時間未満	3	0.8%	1	0.1%
6～8時間未満	64	16.9%	4	0.4%
8～11時間未満	100	26.4%	20	1.8%
11時間	54	14.2%	188	17.2%
11時間超～16時間未満	84	22.2%	268	24.5%
16～24時間	27	7.1%	111	10.1%
24時間以上	47	12.4%	503	45.9%

(5) 夜勤時の1病棟あたりの勤務者数

22時～翌朝5時までの勤務を含む夜勤時の1病棟あたりの職種別勤務者数について回答を求めた。

一般病棟では看護職員は「3人」42.7%が最も多く、次いで「2人」40.1%である。また、一般病棟で看護補助者「0人」の病院は63.9%である。療養病棟では看護職員は「1人」の病院は58.6%、看護補助者は「1人」65.4%、「2人」27.9%である（表12）。【表IV-3-1～4】

表12 夜勤時の職員数

	一般病棟				療養病棟			
	看護職員		看護補助者		看護職員		看護補助者	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
計	1,620	100.0%	1,620	100.0%	775	100.0%	775	100.0%
0人	-	-	1,035	63.9%	-	-	43	5.5%
1人	6	0.4%	501	30.9%	454	58.6%	507	65.4%
2人	650	40.1%	76	4.7%	292	37.7%	216	27.9%
3人	692	42.7%	6	0.4%	20	2.6%	7	0.9%
4人以上	272	16.8%	2	0.1%	9	1.2%	2	0.3%
平均		2.9人		0.4人		1.5人		1.2人

(6) 夜勤中の仮眠

勤務編成基準の「夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する」を実施している病院のうち、仮眠時間を「労働時間としている」病院は39.5%、「休憩時間としている」病院は55.3%だった。三交代制病院と比べ、二交代制病院で「労働時間としている」割合が高い（表13）。

【表IV-4-2）】

夜勤中の仮眠時間は、所定労働時間に含まれない休憩時間としてではなく、労働時間として取り扱うことで、夜勤中にまとまった仮眠時間を設定、確保しても、勤務の拘束時間の延長につながらないようにすることが望ましい。

また、質の高い仮眠の確保のためには仮眠の環境整備が重要である。三交代制病院を中心に、仮眠時間を設定せず休憩中に仮眠をとれるようにしている病院も多いとみられるため、仮眠時間の設定の有無を問わず、すべての病院の回答を集計した。その結果、仮眠の環境の整備は十分ではなく、前回調査と比較しても大きな進展はみられなかった（表14）。

【表IV-5-1）】

表 13 夜勤中の仮眠時間の取り扱い

	計		(再掲) 三交代制病院		(再掲) 二交代制病院	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
計	2,149	100.0%	120	100.0%	1,517	100.0%
労働時間としている	848	39.5%	37	30.8%	625	41.2%
休憩時間としている	1,189	55.3%	68	56.7%	817	53.9%
その他	28	1.3%	5	4.2%	15	1.0%
無回答	84	3.9%	10	8.3%	60	4.0%

注) 勤務編成基準の基準7「夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する」について「実施している」と回答した2,149病院について集計した。

表 14 夜勤中の仮眠の環境

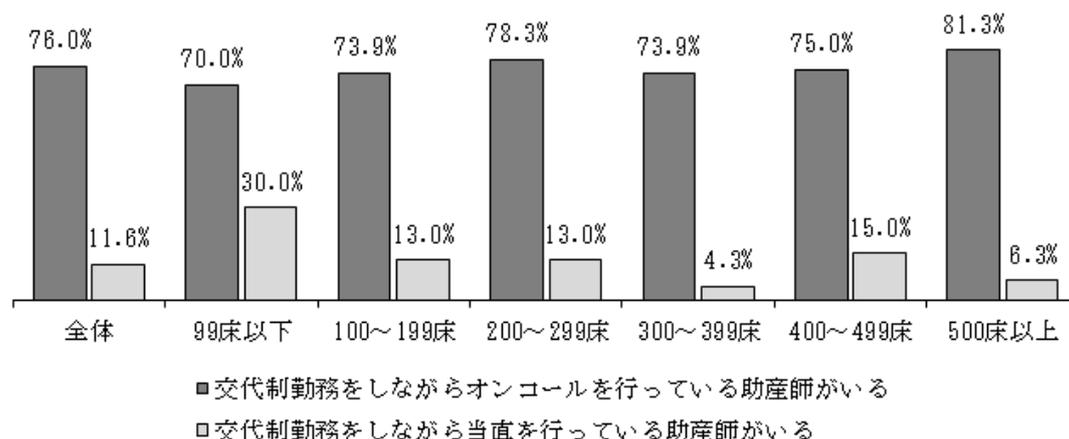
	計		(再掲) 三交代制病院		(再掲) 二交代制病院	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
計	3,213	100.0%	696	100.0%	1,845	100.0%
仮眠専用の個室が必要数ある	438	13.6%	34	4.9%	247	13.4%
仮眠専用の個室はあるが必要数はない	208	6.5%	26	3.7%	122	6.6%
仮眠専用スペースがある	734	22.8%	67	9.6%	508	27.5%
仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある	1,419	44.2%	297	42.7%	866	46.9%
仮眠できる個室やスペース、場所はない	203	6.3%	141	20.3%	47	2.5%
無回答	211	6.6%	131	18.8%	55	3.0%

(7) 産科または産科混合病棟で助産師として勤務する職員の夜勤体制

産科または産科混合病棟があると回答した625病院について、産科または産科混合病棟の助産師の勤務体制が「オンコール」または「当直」である場合に、「交代制勤務をしながらオンコールを行っている」割合は76.0%、「交代制勤務をしながら当直(管理当直を除く)を行っている」割合は11.6%である(図5)。**【表IV-6-1~3】**

交代制勤務をしながら、オンコールや当直を課せられることで、勤務負担がさらに重くなるとみられ、早急な見直しが必要である。

図5 産科または産科混合病棟で助産師として勤務する職員の夜勤体制



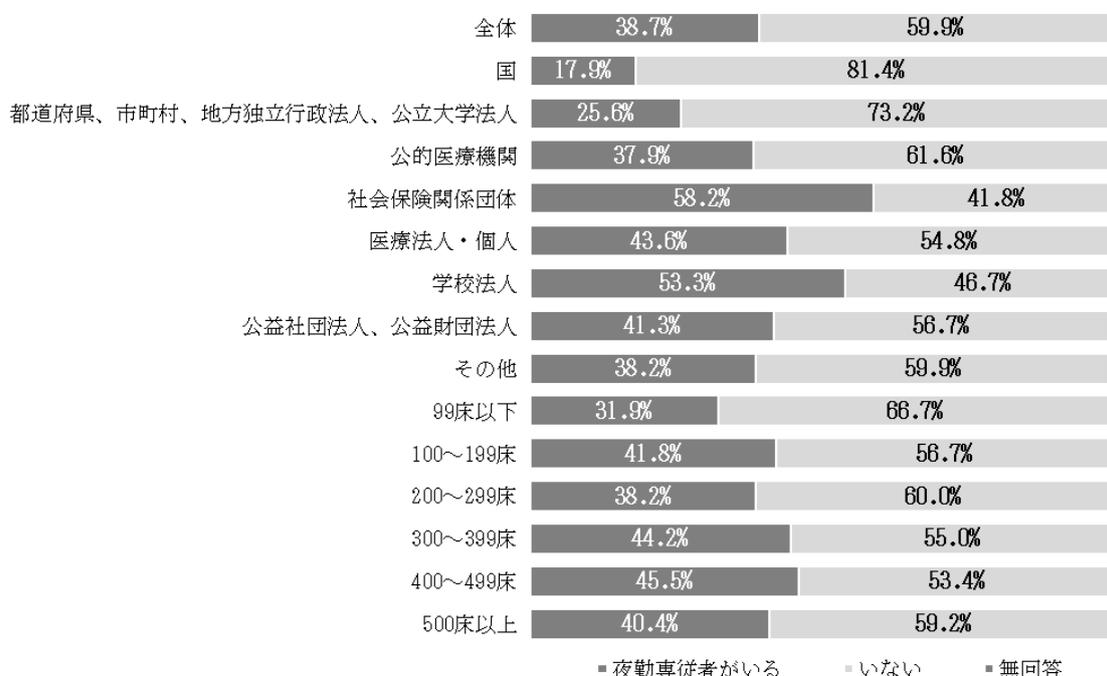
(8) 夜勤専従者

夜勤専従者がいると回答した病院の割合は38.7%である。

設置主体別では「社会保険関係団体」58.2%、「学校法人」53.3%が高く、「国」17.9%、「都道府県、市町村、地方独立行政法人、公立大学法人」25.6%と低い。病床規模別では「99床以下」が31.9%と若干低いが、それ以外に規模による顕著な差はみられない（図6）。【表V-1】

さらに、夜勤専従者の過重な夜勤負担を防ぎ、適切な処遇をするための対策について、院内でルール化しているかを質問したところ（複数回答）、ルール化している病院が多い項目は、「本人の希望によって夜勤専従勤務を選択する」79.6%、「十分な健康管理体制をとる」52.3%である。一方、「所定労働時間の短縮」39.4%、「通常の手当以外の特別な手当の支給」16.3%については、ルール化している割合が相対的に低い。【表V-2】

図6 夜勤専従者の有無



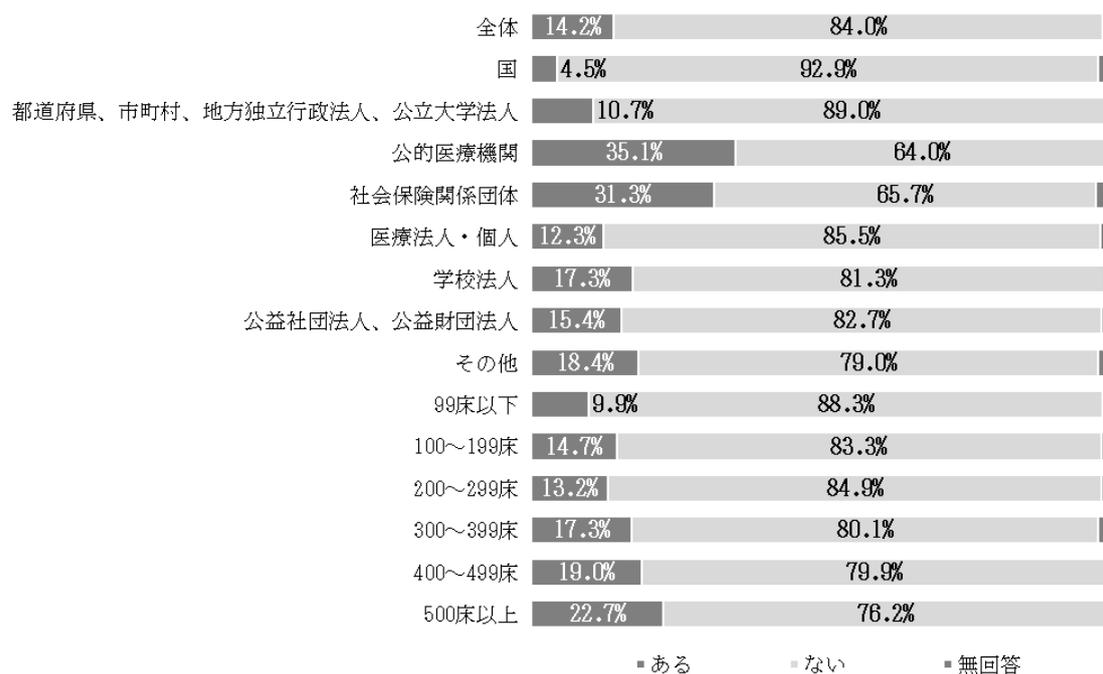
(9) 夜勤回数が多い職員に対する夜勤手当の増額や加算制度

夜勤が一定回数を超えた場合の増額や加算制度（定額手当、賞与評価等）があると回答した病院の割合は14.2%であり、本会が2012年度に実施した「病院勤務の看護職の賃金に関する調査」における「夜勤が一定回数を超えた場合の夜勤手当の増額や加算制度がある」割合の12.1%と同水準となっている。

設置主体別では「公的医療機関」35.1%、「社会保険関係団体」31.3%が高く、病床規模別では規模が大きい病院で割合が高い傾向がみられる（図7）。【表VI-2】

上記の制度がある病院において、既に支給している手当の内容をみると、「夜勤手当の増額」47.1%、「定額手当の支給」32.9%、「賞与で評価」16.7%、「その他」7.0%となっている。【表VI-3】

図7 夜勤回数が多い職員に対する夜勤手当の増額や加算制度



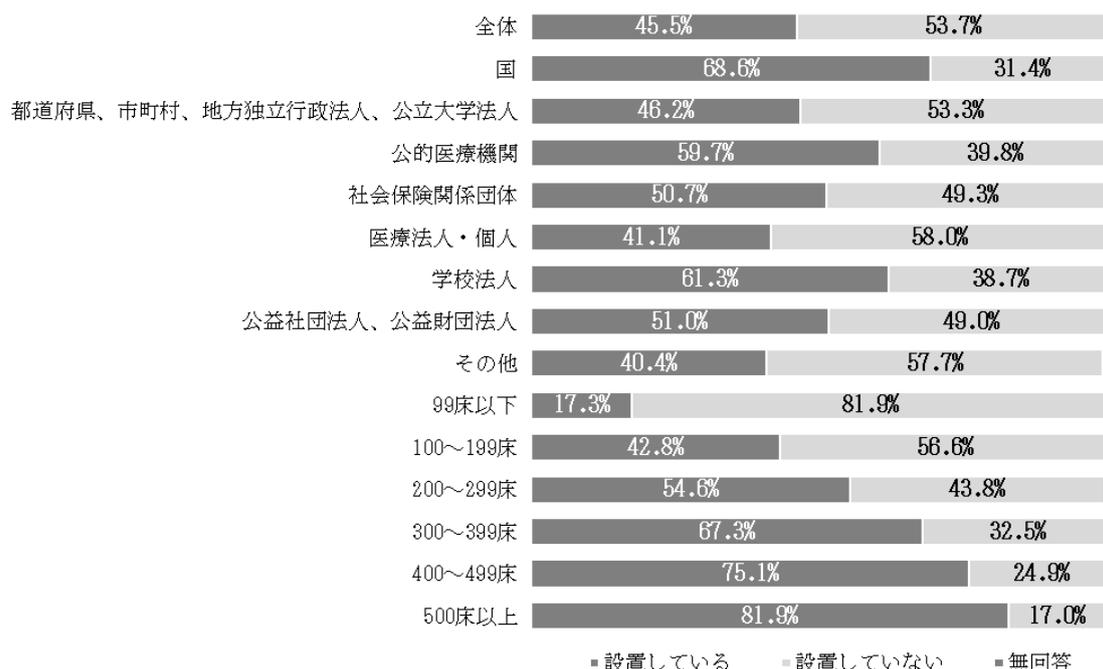
3) 病院で運営している託児所

施設内に託児所を設置している病院の割合は45.5%である。

設置主体別では「国」68.6%、「学校法人」61.3%、「公的医療機関」59.7%である。一方、「医療法人・個人」病院は41.1%である。また、病床規模別では、規模が大きくなるに伴って設置の割合が高くなっている（図8）。【表VIII-1】

さらに、施設内の託児所で行っている保育内容をみると、「24時間（夜間）保育」54.7%、「二重保育（幼稚園・保育園との併用・送迎）」19.0%、「病児保育」18.6%、「学童保育」13.1%となっている。【表VIII-2】

図8 病院で運営している託児所



4) 労働安全衛生対策

(1) 腰痛予防、メンタルヘルス対策への取り組み

腰痛予防へ取り組んでいる病院の割合は38.2%であり、前回調査での数値も38.1%と変化はなかった。他方、メンタルヘルス対策へ取り組んでいる病院の割合は63.3%である（図9-1、2）。【表IX-3～4】

また、職員に対する健康診断（年1回）、および深夜勤務従事者の健康診断（年2回）を「実施している」病院はそれぞれ99.3%、96.6%で、深夜勤務従事者の健康診断については、「実施していない」と回答した病院が2.1%ある。【表IX-1～2】

図9-1 腰痛予防への取り組み

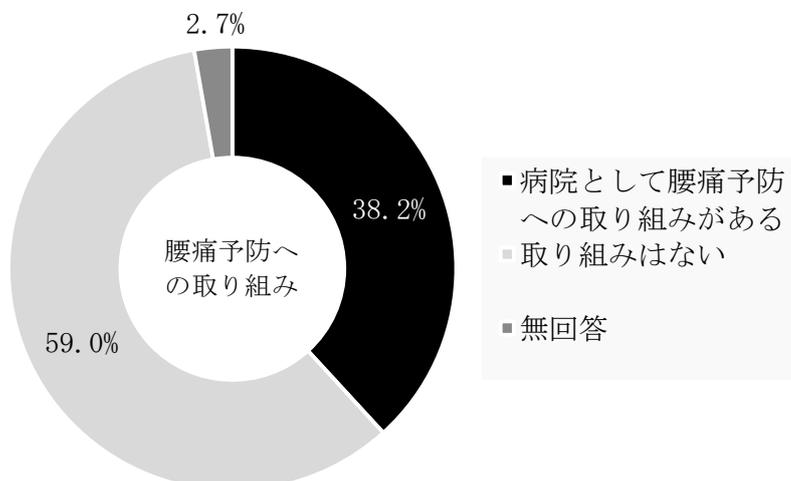
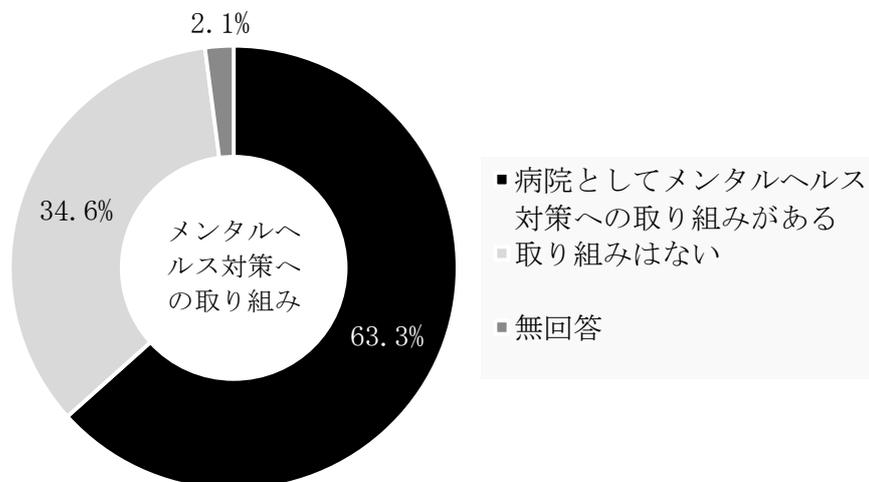


図 9-2 メンタルヘルス対策への取り組み



5) 勤務環境改善の体制

改正医療法（平成 26 年 10 月 1 日施行）では、「各医療機関の管理者が当該医療機関に勤務する医療従事者の勤務環境の改善等に資する措置を講ずること」が努力義務として明記されている。

(1) 職員の勤務環境改善を行う体制

職員の勤務環境改善を行う体制（院内プロジェクトチーム、推進のための委員会等）が「ある」と回答した病院の割合は 35.4%であり、設置主体別にみると「国」「学校法人」「公的医療機関」で高い（表 16）。【表XI-1-1】

また、実施体制は「院内の組織横断的な体制がある」76.1%、「看護部の体制としてある」27.6%である（複数回答）。【表XI-1-2】

(2) 労働時間等設定改善委員会の設置

労働時間等設定改善法は労働時間等の設定の改善についての、委員会の設置を明記している。労働時間等設定改善委員会を「設置している」と回答した病院の割合は 20.9%であり、設置主体別にみると「国」「学校法人」で比較的高い（表 15）。【表XI-2-1】

また、設置方法は「衛生委員会が兼務」78.1%、「その他」10.9%、「単独で設置」9.2%である。【表XI-2-2】

(3) 労働時間管理者の配置

労働時間の設定改善を担当する労働時間管理者（看護管理者等）を「配置している」と回答した病院の割合は 35.4%であり、設置主体別にみると「国」が 69.2%で高い（表 15）。【表XI-3】

(4) 夜勤・交代制勤務のリスクと軽減の方策に関する教育の実施

職員に対して「夜勤・交代制勤務のリスクと軽減の方策に関する教育」を「全職員に実施している」病院は 8.6%、「師長以上の管理職対象に実施している」38.8%である一方、「実施していない」と回答した病院が 48.6%と半数近くになっている（表 15）。【表XI-4】

表 15 病院における勤務環境改善の体制

(職員の勤務環境改善を行う体制、労働時間等設定改善委員会の設置、労働時間管理者の配置、夜勤・交代制勤務のリスクと軽減の方策に関する教育の実施)

	件数	割合
計	3,213	100.0%
職員の勤務環境改善を行う体制（院内プロジェクトチーム、推進のための委員会等）がある	1,139	35.4%
看護部の体制としてある	314	27.6%
院内の組織横断的な体制がある	867	76.1%
無回答	12	1.1%
ない	1,965	61.2%
無回答	109	3.4%
労働時間等設定改善委員会 ^{注)} を設置している	672	20.9%
労働時間等設定委員会を単独で設置	62	9.2%
衛生委員会が兼務	525	78.1%
その他	73	10.9%
無回答	12	1.8%
設置していない	2,476	77.1%
無回答	65	2.0%
看護職員の夜勤・交代制勤務を含む労働時間の設定改善を担当する労働時間管理者（看護管理者など）を配置している	1,136	35.4%
配置していない	2,000	62.2%
無回答	77	2.4%
夜勤・交代制勤務のリスクと軽減の方策に関する教育を全職員対象に実施している	275	8.6%
師長以上の管理職対象に実施している	1,246	38.8%
実施していない	1,561	48.6%
無回答	149	4.6%

注) 労働時間等設定改善委員会：労働時間等設定改善法に設置が明記された労働時間等の設定の改善についての労使からなる委員会。

6) 労使協定の締結状況

看護職員の労働条件について労使協定の締結状況（複数回答）をみると、「時間外・休日労働に関する協定」72.2%、「看護職員の夜勤に関する協定」16.0%などである（表16）【表XII-1】。

表 16 労使協定の締結状況（複数回答）

	件数	割合
計	3,213	100.0%
時間外・休日労働に関する協定（36協定）	2,319	72.2%
看護職員の夜勤に関する協定	513	16.0%
有給休暇の計画的取得に関する協定	308	9.6%
その他、看護職員の労働条件・労働環境に関する協定	275	8.6%